(2) 証券化取引を目的として保有している資産の額及びこれらの主な資産の種類別の内訳
(3) 当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの概略（当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳を含む。）
(4) 証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳
(5) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）
(6) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）
(7) 包括的リスクの計測対象としている証券化エクスポージャーの総額並びに所要自己資本の額及び適切なリスクの種類別の所要自己資本の額の内訳
(8) 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び主な原資産の種類別の内訳
(9) 連結自己資本規制比率告示第二百八十条の五第二項の規定により百パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳
(10) 早期償還条項付の証券化エクスポージャーについて、次に掲げる事項（主な原資産の種類別の内訳を含む。）
(i) 早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額
(ii) 会社グループがオリジネーターとして留保する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額
(iii) 会社グループが投資家の持分に対して算出する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額
ニ　会社グループが投資家である場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項
(1) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）
(2) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）
(3) 保有する包括的リスクの計測対象となる証券化エクスポージャーの総額並びに所要自己資本の額及び適切なリスクの種類別の所要自己資本の額の内訳
(4) 連結自己資本規制比率告示第二百八十条の五第二項の規定により百パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

第三条第三項第八号中「最終指定親会社」を「会社グループ」に改め、同号ロを次のように改める。

ロ　期末のストレス・バリュー・アット・リスクの値並びに開示期間におけるストレス・バリュー・アット・リスクの最高、平均及び最低の値

第三条第三項第八号に次のように加える。

ハ　期末の追加的リスク及び包括的リスクに係る所要自己資本の額並びに開示期間における追加的リスク及び包括的リスクに係る所要自己資本の最高、平均及び最低の額
ニ　バック・テスティングの結果及び損益の実績値がバリュー・アット・リスクの値から大幅に下方乖離した場合についての説明

第三条第三項中第八号を第七号とし、第九号から第十一号までを一号ずつ繰り上げ、同項を同条第四項とする。

第三条第二項第一号イ中「連結の範囲」の下に「（以下「会計連結範囲」という。）」を、「相違点」の下に「及び当該相違点の生じた原因」を加え、同号ハ中「関連法人」を「関連会社」に、「主要な金融業務」を「当該金融業務」に、「及び」を「、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに」に改め、同号ニを次のように改める。

ニ　会社グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないもの及び会社グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれるものの名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容

第三条第二項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第六号までを一号ずつ繰り上げ、同項第七号を次のように改め、同号を同項第六号とする。

七　証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項
イ　リスク管理の方針及び手続の概要
ロ　連結自己資本規制比率告示第二百二十七条第四項第三号から第六号まで（連結自己資本規制比率告示第二百三十二条第二項及び第二百八十条の四第一項において準用する場合を含む。）に規定する体制の整備及びその運用状況の概要
ハ　信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針
ニ　証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称
ホ　証券化エクスポージャーのマーケット・リスク相当額の算出に使用する方式の名称
ヘ　会社グループが証券化目的導管体を用いて第三者の資産に係る証券化取引を行った場合には、当該証券化目的導管体の種類及び当該会社グループが当該証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有しているかどうかの別
ト　会社グループの子会社等（連結子法人等を除く。）及び関連会社等のうち、当該会社グループが行った証券化取引（会社グループが証券化目的導管体を用いて行った証券化取引を含む。）に係る証券化エクスポージャーを保有しているものの名称
チ　証券化取引に関する会計方針
リ　証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する格付機関の名称（使用する格付機関を変更した場合には、その理由を含む。）
ヌ　内部評価方式を用いている場合には、その概要
ル　定量的な情報に重要な変更が生じた場合には、その内容

第三条第二項第八号ホを次のように改める。

ホ　追加的リスクを内部モデルで計測している場合には、当該内部モデルの概要

第三条第二項第八号に次のように加える。

ヘ　包括的リスクを内部モデルで計測している場合には、当該内部モデルの概要
ト　マーケット・リスクに対する自己資本の充実度を内部的に評価する際に用いている各種の前提及び評価の方法

第三条第二項中第八号を第七号とし、第九号から第十一号までを一号ずつ繰り上げ、同項に次の一号を加え、同項を同条第三項とする。

十一　連結自己資本規制比率告示第三条の規定に従い連結財務諸表を作成したと仮定した場合における連結貸借対照表の各科目の額及びこれらの科目が前項に定める自己資本の構成に関する開示事項である別紙様式第一号に記載する項目のいずれに相当するかについての説明

第三条第一項の次に次の一項を加える。

2　自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第一号により作成しなければならない。

第四条中「前条第三項」を「前条第二項に定める自己資本の構成に関する開示事項、同条第三項第一号に定める連結の範囲に関する事項、同項第十一号に定める連結自己資本規制比率告示第三条の規定に従い連結財務諸表を作成したと仮定した場合における連結貸借対照表の各科目の額及びこれらの科目が前条第二項に定める自己資本の構成に関する開示事項である別紙様式第一号に記載する項目のいずれに相当するかについての説明並びに同条第四項」に、「同項」を「同条第三項第十一号及び第四項」に改め、「と」の下に「同項中」を、「中間連結損益計算書」と」の下に「読み替えるものと」を加え、同条に次の一項を加える。

2　前項に規定する中間事業年度に係る説明書類に記載すべき事項のうち、前条第二項に定める自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第一号により作成しなければならない。